五　前条第十号に掲げる事項については、その内容に、商品若しくは指定権利の販売につきそれを販売した個別信用購入あつせん関係販売業者又は役務の提供につきそれを提供する個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、支払分の支払の請求をする個別信用購入あつせん業者に対抗できる旨が定められていること。

六　前条第十一号から第十三号までに掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一・二　［略］	
三　前条第十一号及び第十二号に掲げるもの以外の特約	法令に違反する特約が定められていないこと。

七　［略］

第八十三条　法第三十五条の三の九第四項第四号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　［略］

三　商品若しくは権利又は役務の種類

［削る］

四～九　［略］

十　法第三十五条の三の十九の規定に関する事項

十一　支払時期の到来していない支払分の支払を請求することについての定めがあるときは、その内容

十二　支払分の支払の義務が履行されない場合（個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、その内容

十三　前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

第八十四条　法第三十五条の三の九第四項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

二・三　［略］

四　前条第六号及び第七号に掲げる事項については、次の表の上欄に掲げる事項に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	内容
一～三　［略］	

五　前条第十号に掲げる事項については、その内容に、商品若しくは指定権利の販売につきそれを販売した個別信用購入あつせん関係販売業者又は役務の提供につきそれを提供する個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、支払分の支払の請求をする個別信用購入あつせん業者に対抗できる旨が定められていること。

六　前条第十一号から第十三号までに掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一・二　［略］	
三　前条第十一号及び第十二号に掲げるもの以外の特約	法令に違反する特約が定められていないこと。

七　［略］

第八十三条　法第三十五条の三の九第四項第四号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　［略］

三　商品名

四　商品の商標又は製造者及び型式

五～十　［略］

十一　個別信用購入あつせん業者に対する抗弁に関する事項

十二　支払時期の到来していない支払分の支払を請求することについての定めがあるときは、その内容

十三　支払分の支払の義務が履行されない場合（個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、その内容

十四　前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

第八十四条　法第三十五条の三の九第四項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　第六十九条第一項第二号の表の上欄に掲げる用語をそれぞれ同表の下欄に掲げる定義により用いること。

二・三　［略］

四　前条第七号及び第八号に掲げる事項については、次の表の上欄に掲げる事項に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	内容
一～三　［略］	

五　前条第十一号に掲げる事項については、その内容に、商品若しくは指定権利の販売につきそれを販売した個別信用購入あつせん関係販売業者又は役務の提供につきそれを提供する個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、支払分の支払の請求をする個別信用購入あつせん業者に対抗できる旨が定められていること。